

## 新たな社会経済情勢に即応するための地方財務会計制度に関する研究会（第13回）

### 議事録

#### 【開催要領】

開催日時：令和5年10月17日（火）10：00～12：00

開催場所：WEB会議

出席者：高橋座長、石川構成員、大脇構成員、片桐構成員、木村構成員、小西構成員、  
建部構成員

事務局：田中行政課長、保科行政企画官、黒川理事官

#### 【議事次第】

1. 開会
2. 地方公共団体からの意見聴取
3. 意見交換
4. 閉会

#### 【資料】

資料1 今後の議論に向けた論点と考え方について

資料2 ヒアリング対象団体の調達関連手続の状況

資料3 入札参加資格審査の基準や申請項目について

#### 【議事録】

○高橋座長 それでは、定刻となりましたので、ただいまより第13回新たな社会経済情勢に即応するための地方財務会計制度に関する研究会を始めさせていただきます。

本日はお忙しい中御出席賜りまして、誠にありがとうございます。

それでは、早速議事に入らせていただきます。

本日は、調達関連手続の実態や共通化・デジタル化に係る御意見を頂戴するために、神奈川県、天野様、瀬戸様、三村様、須長様、仲原様、東京都町田市、沓掛様、宮本様、太刀川様、鹿児島県阿久根市、四郎園様、若松様、中野様をお招きしております。

まず、本日の流れにつきましては、資料1から資料3に基づきまして、前回までの議論を踏まえた調達関連手続の共通化・デジタル化の検討の方向性や、本日のヒアリング対象団体の調達関連手続の状況などに関しまして、事務局から一括して御説明を頂戴したいと思っております。

それに基づきまして、神奈川県、町田市及び阿久根市の皆様から、調達関連手続の共通化・デジタル化の検討の方向性などに対する御意見をそれぞれ10分程度で御発表いただくことにしております。

その後、残りの時間で質疑応答や意見交換を行ってまいりたいと思っております。

それでは、よろしくお願いたします。

事務局、御説明頂戴したいと思っております。よろしくお願いたします。

○黒川理事官 総務省行政課、黒川でございます。今日はどうぞよろしくお願いたします。

資料1から資料3まで、25分程度お時間を頂戴して、説明をさせていただきたいと思っております。

まず、資料1をお願いたします。今後の議論に向けた論点と考え方についてということでございまして、前回、論点整理をいたしました点に関して、前回の議論を踏まえて、より考え方を整理した形でまとめているものでございます。

資料1ページをお願いたします。共通化の検討の対象について、調達関連手続のうち、共通化すべき様式・項目や手続をどのように検討していくかということでございます。こちらにつきましては、事業者と接点のある事務であるフロントヤードの手続を中心に、項目、手続といったことの共通化の検討を進めるということとしたいと考えております。前回の議論を踏まえまして、考え方の3つ目の丸を追記させていただきましたが、入札参加資格の様式・項目の共通化の範囲については、資格の審査基準（バックヤード）に基づき定められていることを踏まえて検討する必要があるという御指摘もございましたので、その点を盛り込ませていただいております。

2ページをお願いたします。入札参加資格審査手続の共通化の方向性のうち、資格・審査基準についてでございます。各地方公共団体、あらかじめ入札参加資格審査申請をした事業者について、各団体の定める審査基準に基づきまして審査を行い、等級の格付ですとか、順位づけをして、入札参加資格者名簿に登録をしているという状況でございますけれども、この審査基準について共通化をすることができるかという点でございます。これ

につきましては、考え方の3つ目の丸に記載させていただきましたけれども、地方公共団体によって、契約規模や内容、契約において重視する事項など契約の実態が異なることに応じまして、入札参加資格の審査基準も多様であることを踏まえ、地方公共団体が独自の審査基準を定めることを引き続き可能とする必要があるのではないかとしているところでございます。

続きまして、3ページをお願いいたします。3ページは、同じく入札参加資格審査手続の共通化の方向のうち、申請項目等についてでございます。これは地方公共団体が、事業者から受け付ける入札参加資格審査の申請項目及び必要書類について、共通化することができるかという論点でございます。こちらにつきましては、考え方の2つ目の丸からでございますけれども、入札参加資格審査の申請項目・必要書類については多様になっておりますが、事業者の名称ですとか、住所、代表者氏名等、国の申請項目・必要書類や、総務省が令和3年に作成した標準項目・必要書類については、地方公共団体においても、おおむね共通して申請・提出を求めているのではないかと考えております。それから、各地方公共団体が独自に設けている項目などであっても、工事の経歴ですとか、ISO認証取得の有無など、地方公共団体が共通して申請・提出を求めているとまでは言えないけれども、多数の地方公共団体が申請・提出を求めていると見られる項目もあるのではないかと整理をしております。一方で、契約の履行の確保に必要な範囲で独自の申請項目などを設けることについては、引き続き可能とする必要性もあるのではないかと考えておまして、国において、こうした項目まで全て共通化することはできないのではないかと考えております。

4ページをお願いいたします。考え方の続きですけれども、このような項目の設定状況を踏まえ、総務省で以下の①と②の項目のセットを作成し、地方公共団体が①に加えて②の項目を任意に選択して設け、さらに必要に応じて、③の項目を設けることができるようにすることが考えられるかとしております。ただ、この③の項目につきましては、1つの考え方としては、これを設けないこととすることができるのかどうかという点も考慮する必要があるのかと思っております。①については、全地方公共団体共通の項目、②については、申請・提出を求めるか否かを地方公共団体が任意に選択することのできる共通の項目、③については、契約において重視する事項に応じた地方公共団体独自の項目ということでございます。

その下の米書きでございますが、例えば、共通の入札参加資格審査申請システムを運用

する場合には、事業者の皆様には、①、②の項目については、システムに一度アップロードすることによって、複数の地方公共団体に一括して申請できるようにする、③の項目については、当該システムにおいて地方公共団体ごとに必要な項目をアップロードして申請できることとするといったようなことが、具体の手法としては考えられるかと思っております。さらに、この際に、地方公共団体の契約の履行を確保するために十分な審査を行うための項目が必要となる一方で、事業者の事務負担も考慮しますと、③の項目については、合理的な範囲で必要最小限の項目とするよう見直しを促すことも考えられるのではないかとしております。

5ページをお願いいたします。5ページは、入札参加資格審査の申請方法について共通化することができるかという点でございます。入札参加資格の有効期間、申請時期、受付期間、受付方法などがございませけれども、既にこれは複数の地方公共団体が申請方法を共通化し、共同で申請を受け付けている場合もあることを踏まえますと、申請方法の差異を設ける必然性はないものと考えられるかとしております。ただ、それぞれの地方公共団体で、職員の繁忙期を踏まえた平準化の観点ですとか、そういった実情、状況に応じて定められているという可能性も考えられるのではないかとしております。したがいまして、このことを踏まえて、申請方法の共通化については、地方公共団体の御意見も聞きながら、その事務処理を十分に考慮して決定していくことが重要であるかとしているところでございます。それから、入札参加資格審査の受付方法については、デジタル化の要請も踏まえますと、オンラインによる方法で受け付けることが共通となるように、申請を電子申請システムやメールで受け付けられるようにするなど、オンライン化の取組を促すこととすることとさせていただきます。さらにワンスオンリー化を図る観点からは、国の政府調達関連システムの機能を地方が活用できるようにすることですとか、地方共通のシステムを構築して、そのシステムで地方公共団体が入札参加資格審査を受け付けられるようにすることについても、検討することとしてはどうかとしております。

6ページをお願いいたします。6ページは案件情報の公表方法等の共通化の検討の方向ということでございます。入札の公告をすることは義務付けられているけれども、その方法についてまでは法令上特段規定されていないという状況でございます。この入札の公告の方法については、考え方の3つ目の丸ですけれども、オンラインで行うことが共通となるよう、地方公共団体に対して、ホームページや調達関連システムで公表するなどのオンライン化の取組を促すこととすることとさせていただきます。それから、国の政府調達関連システ

ムにおいては、案件情報に地方公共団体の調達案件を掲載する機能が、現在活用はされていませんけれども、既に実装はされております。こうしたことを踏まえ、国の調達関連システムの機能を活用して、地方公共団体の調達案件を公表することについて検討することとしてはどうかとしております。

7ページをお願いいたします。指名競争入札と随意契約の案件情報の公表についてでございます。こちらについては、丸の2つ目に示しましたが、必ずしも一般競争入札のように、案件情報を公表対象とする必要はないかとしているところでございます。

8ページをお願いいたします。案件情報の公表方法等の共通化の方向性でございます。国の調達では、発注の見通し、入札落札情報等がシステムで公表されておりますけれども、地方において、情報の公表の在り方をどのように考えるかという点でございます。考え方の3つ目の丸ですけれども、公共工事以外の契約についても、国と同様に入札・落札情報をオンラインで公表することが共通となるように、地方公共団体に対して入札・落札情報などをホームページ、調達関連システムで公表するなどのオンライン化の取組を促すこととするかとしております。一方で、5つ目の丸にありますけれども、前回の御議論の中では、公共工事以外に入札・落札情報については、個々の契約の内容に応じて、情報公開条例に基づいて、法人に関する情報であって、法人の権利、競争上の地位、正当な利益を害するおそれがあるものとして、不開示情報と判断している地方公共団体もあるとの御指摘がございましたので、そうしたことを踏まえる必要があるかという点について追記させていただきます。

9ページをお願いいたします。入札と完了届の共通化の検討の方向でございます。入札の様式・項目、あるいは完了届の様式・項目について共通化するか、さらには入札の方法ですとか、完了届の提出方法について、その共通化についてどう考えるかということでございます。入札書や完了届の様式・項目を共通化する必要性というのは、必ずしも大きくないものと考えておりますけれども、入札の方法ですとか、完了届の提出方法については、電子化・オンライン化することが事業者の利便性向上と、地方公共団体の入札事務、検査事務の効率化に資すると考えられるのではないかとしております。この点、電子入札については、既にJ A C I Cの提供する電子入札コアシステムの活用が進んでいることも踏まえつつ、入札が電子入札システムによって行われることが共通となるように、その活用を促すこととするかとしております。また、全ての地方公共団体で入札が電子入札システムにより行われるようにする観点からは、国の政府調達関連システムの機能を地方が活用で

きるようにすることですとか、地方の調達システムを構築して、希望する団体がこれらのシステムを利用できるようにすることについて検討することとしてはどうかとしております。それから、入札書や完了届の様式・項目については、差異を設ける必然性はないですけれども、システムを構築することを前提とした場合には、項目あるいは様式を共通化することも考えられるのではないかとしております。さらに検査につきましては、それぞれ契約の適正な履行を確保する観点から、様々であるということを踏まえますと、共通化することはできないものと考えられるかとしております。

10ページをお願いいたします。10ページは契約の共通化の方向でございます。契約の内容について標準を定めることが考えられるか、あるいは契約の方法についてどのようにしていくのかということでございます。考え方の1つ目の丸ですが、契約書の内容につきましては、締結する契約の内容によって様々でありますので、こうしたことを踏まえると、地方公共団体が締結するあらゆる契約の内容について、標準を示すことはできないものと考えられるとしております。一方で契約の方法については、このデジタル化による社会経済活動の効率化に係る要請を踏まえますと、署名押印の見直しを求められておりますので、契約の方法を電子化・オンライン化することが適当であるかとしております。電子契約については、地方公共団体と事業者に通ずる事務で、事業者からクラウドサービス等も提供されているところもございまして、契約が電子契約システムにより行われることが共通となるように、その取組を促すことを検討することとするかとしております。

続いて11ページをお願いいたします。11ページは請求・支払の共通化の検討でございます。考え方の3つ目の丸でございますけれども、現状と同様に、各事業者が請求書などを任意の様式・項目により提出できることとすることは維持しつつ、現在地方公共団体が個別に示している請求書の様式・項目の例については、共通化することが考えられるかとしております。一方、請求書の提出方法については、これも署名押印の見直しを求められておりますので、押印を不要として、電子化・オンライン化することが適当であるかとしております。また、請求書などの提出方法については、オンラインによる方法でも提出できることが共通となるように、請求書などをメールで提出できるようにするなどのオンライン化の取組を促すこととするかとしております。署名押印は不要とすることが前提でございます。それから、全ての地方公共団体において請求書の提出をオンラインで受け付けられるようにする観点からは、こちらも国のシステムの活用、あるいは地方のシステム構築、こういったことを行って、地方公共団体がシステムを使って請求書の提出を受けら

れるようにすることについて検討することとしてはどうかとしております。

12ページをお願いいたします。12ページは調達手続を共通化する方法についてでございます。共通化するための規律方法ということでございますが、具体的には、1つ目は法令による規定、2つ目は地方自治法に基づく技術的な助言といった2つが考えられるかとしております。前回の御議論の中では、将来的に、一番下の米書きのところですが、地方公共団体共通のシステムを構築して、全ての地方公共団体がこのシステムで事務処理を行う場合には、法令で規律しなくても、手続の様式・項目や申請方法が実質的に共通化されることとなるのではないかという御指摘をいただきましたので、その点を追記しております。

13ページをお願いいたします。調達関連手続の電子化・オンライン化についてでございます。こちらについては、既に都道府県単位での共同の取組が行われておりますけれども、これを促進することのほかに新たな仕組みを整備することも考えられるかということで、整備に当たってどのような課題・論点があるのかということでございます。整備に関しましては、地方公共団体共通のシステムを構築することが1つ、もう1点は、国の物品・役務の契約においては、政府調達関連システムがございますので、このシステムの機能を活用することがもう1案として考えられるかとしております。

14ページをお願いいたします。14ページにつきましては、電子化・オンライン化についての考え方の続きでございますけれども、システム化に当たっては、項目・申請方法を共通化していることが前提となるかということですか、既存の地方公共団体のシステムの改修が必要になることですか、あるいはそのシステムの活用について、意義やメリットを十分理解いただくことが必要であるということ、そのメリットについては、コストが抑制できることですか、そういったことがあるのではないかということの御指摘もいただきました。さらに、国・地方でシステムを整備・運用する場合には、地方の意見も反映させられるよう協議する場を設ける必要があるかという点の御指摘もいただいたところでございます。それから運用主体や経費負担については、今後国と地方との間でどのようにするかを検討する必要があるかという点を示させていただいております。

15ページをお願いいたします。15ページは、電子化・オンライン化を進めていくために、どのように取り組むことが考えられるかということでございます。本研究会で今後の取組の方向性というものを示していく予定でございますけれども、この取組の方向性について、総務省と地方公共団体の調達事務を担当される職員で構成するワーキングチーム

を立ち上げ、その場で具体的な内容を検討することが考えられるのではないかとしております。それから、都道府県単位での共同の取組を促進し、または国の政府調達関連システムの機能を地方が使えるようにすること、あるいは地方公共団体共通の調達関連システムを構築し、地方公共団体がこのシステムを活用して処理することができるようにすることにつきましては、本研究会で指摘される検討課題を踏まえながら、実現可能性、課題、整理すべき事項について、ワーキングチームにおいて地方公共団体の意見も聞きながら、関係省庁とも検討することとすることが考えられるかとしております。

それから16ページをお願いいたします。16ページにつきましては、共通化・デジタル化のメリットの提示ということで、こちらは先ほど御紹介したと重複する部分もありますので説明は割愛したいと思います。③につきましては、前回の研究会においても、経済団体とともに働きかけを行うことが重要であるという点、さらには、小規模団体においてはベンダー事業者の協力を得ながら進めることが重要ではないかという御指摘をいただきましたので、その点を記載させていただいております。

17ページ、18ページは国の調達関連システムの状況についての概要資料になりますので、御参考です。

19ページは、入札参加資格審査の受付体制の状況ということで、建設工事に関して、都道府県、市区町村ごとに、単独で行っている団体、あるいは共同で行っている団体について調査した結果について記載をしているところでございます。

続きまして、資料2をお願いいたします。資料2の1ページになります。今回、御出席を賜っております神奈川県、町田市、阿久根市における共通化の取組ということでございまして、神奈川県と町田市におかれましては、都道府県内の地方公共団体とともに共同で電子調達システムを運用し、入札参加資格審査申請の共同受付や、電子入札システムの共同利用を行っているということです。阿久根市におかれましても、県内の他団体とともに、電子入札システム等の共同利用を行っているという状況でございまして、その概要についてそれぞれ示させていただいているところでございます。

続いて2ページをお願いいたします。2ページからは、前回こちらで御用意した資料について、神奈川県と町田市と阿久根市の状況を整理させていただいたものでございます。入札参加資格審査の申請項目の状況ということでございまして、こちらにつきましては、特に赤字で記載したところにつきまして、神奈川県や阿久根市にこのように、少し独自と思われるような項目を設けられている理由というもの、後ほど教えていただければと思

っております。仮に今後のこの共通化の取組で、これらの申請項目を設けることができな  
いとされた場合に生じる支障についても、併せて教えていただければと思っております。  
それが2ページと3ページの関係でございます。

続きまして、4ページをお願いいたします。4ページは、入札参加資格審査の申請書類  
の状況ということでございます。こちらについても、赤枠の部分は多くの地方公共団体に  
提出を求めているものがあるのではないかと考えてございます。

一方で、5ページにおいて、阿久根市の取組のところを一部赤字で記載しておりますけ  
れども、必要書類について、ISO認証の取得を確認できる資料の提出を求めています  
が、共通化の取組において、これを神奈川県のようにISO認証取得登録証などと特定して  
定めることに支障がないかどうかという点、後ほど教えていただければと思います。それ  
から5ページのところで町田市にお聞きしたいのが、神奈川県や阿久根市と比較すると必要  
書類が少なくなっている印象を持ちましたので、これは必要書類を特段求める必要性がな  
いということなのか、あるいは、他にその理由があるのかということをお願いいた  
さなければと思います。逆に、町田市では必要書類が少ないですけれども、神奈川県、阿久根市に  
おいては必要書類を相対的に多く求めていますので、この必要書類を求める必要性につ  
いて、どのように考えていらっしゃるかとお願いいたします。

続きまして、6ページをお願いいたします。6ページは入札参加資格審査の申請方法の  
現状ということで、御参加いただいた3団体について、受付方法、申請時期、資格の有効  
期間をまとめさせていただいております。ここにつきましては、まず申請の時期につつま  
して、3団体それぞれ設定の考え方、なぜこの時期なのか、あるいは随時にしているのは  
なぜかということ、さらにはこの、今設定されている時期を変更することができるのかど  
うかといった辺りを教えていただければと思っております。それから資格の有効期間につ  
きましては、神奈川県と阿久根市は2年ということですが、町田市においては決算月の翌  
月から起算して1年8か月後の月の末日としておりますけれども、この設定方法を教え  
ていただければと思っております。さらに、資格の時期、資格の有効期間につつまして、こ  
れを全国的に共通化する、今の時期を変更するということができるのかどうかについて、  
3団体それぞれのお考えを教えていただければと思っております。

続きまして、7ページは入札参加資格審査の審査基準の状況でございます。客観的審査  
事項につきましては、いずれの団体におかれましても、経営事項審査の項目を使うとい  
ったことですが、主観的審査事項についてはそれぞれ独自項目が設けられているというこ

がうかがえる内容となっております。

それから、8ページ、9ページは入札の公告の方法ですとか、入札参加申込書の項目の状況について、3団体を比較して整理をさせていただきました。入札参加申込書ですとか、入札書、完了届につきまして、この共通化の取組において、入力項目を共通化すること、必要に応じて項目を変更することができるのかどうか、3団体それぞれお考えをお聞かせいただければと思っております。

それから10ページをお願いいたします。10ページは請求書の様式・項目の状況について、資料では町田市と阿久根市を比較しておりますけれども、これも同じ観点で、共通化の取組で請求書の様式例を共通化することとした場合に、それが可能かどうかという点についてお答えいただければと思います。

それから11ページをお願いいたします。11ページは調達関連手続に関する規定の状況ということでございまして、これは前回小西先生から、条例でどこまで決めているのかという御指摘をいただきましたので、今回御参加いただくに当たって、3団体の状況を伺って作成した資料となっております。現状では基本的に、条例ではなく規則、要綱などで、調達関連手続に関する規定を置いているというふうに整理をしているところでございます。

最後、資料の3をお願いいたします。資料の3につきましては、前回石川先生と建部先生からいただいた御指摘についての御報告になります。資料の1ページにつきましては、前回石川先生から、堺市の近隣自治体の審査基準がどうなっているのかというような御質問をいただきましたので、堺市の周辺ということで、東大阪市と和泉市、八尾市をピックアップいたしました。客観的審査事項につきましては同一である一方、主観的審査事項についてはそれぞれ異なっているという状況でございます。八尾市に関しては、主観的審査事項がないというような状況でございましたので、堺市とその周辺の比較という点で、4団体を並べた資料を用意させていただきました。

それから、2ページをお願いいたします。2ページにつきましては、前回建部先生から、鹿児島県大和村における入札参加資格審査申請について、建設工事は国交省または鹿児島県の様式により申請をすることを求めている、その一方で物品・役務については、村独自の様式で申請することになっているという状況の御示唆をいただきました。これについて大和村に確認をしたところ、設定経緯は必ずしも明らかではないということでありましたけれども、建設工事については、大和村に申請する建設事業者の多くが、県や県内の他の市町村にも申請していることを踏まえて、事業者の申請に係る事務負担を軽減する観点で、

国、県の様式を活用しているということをごさいました。一方、物品・役務につきましては、建設工事と比べまして、大和村以外の県、県内の他の市町村に申請する事業者が少ないことなども踏まえまして、独自様式を使用しているということをごさいました。それから、資料には記載しておりませんが、そのほか確認できたことといたしまして、物品・役務では独自様式を用いていますけれども、これは従来から用いているというものであり、特段の支障がないからずっと使用しているということであるようでして、県や国の様式に変更することが問題ないかと伺ったところ、特段それは問題ないというような回答を得たところをごさいます。

私からの説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○高橋座長 どうもありがとうございました。

それでは、地方公共団体からの意見聴取に移りたいと思います。各地方公共団体におかれましては、資料1に記載の考え方に対する御意見、事務局から問いかけのあった資料2に記載の調達関連手続の実態、どのようなメリットがあれば共通化・デジタル化を進められると考えられるかにつきまして、それぞれ10分程度で御発言頂戴したいと思います。

まず、神奈川県からお願いいたします。

○神奈川県 瀬戸主査 神奈川県県土整備経理課、電子入札グループの瀬戸と申します。それでは、神奈川県から説明させていただきます。

神奈川県では現在、入札手続までの事務において、かながわ電子入札共同システムというものを使っておりまして、県と県内の市町村、一部事務組合併せて31団体で共同運営しています。システムの運営については構成団体で協議をしながら進めている部分でありますので、本日の説明は、共同運営団体全体の意見ということではなく、あくまでかながわ電子入札共同システムの構成団体の一つである、神奈川県のシステム運用担当である県土整備経理課電子入札グループと、競争入札参加資格名簿の審査担当である建設業課、調達課の実務的な観点から、各論点への所感を説明させていただきたいと考えております。システムと運用をまたぐ部分もあるため、一旦電子入札グループのほうから説明をさせていただきます。

基本的には資料1の各論点に対して考えを述べつつ、資料2で投げかけられた部分も含めてお答えできればと思っています。

最初に説明できる範囲ですけれども、かながわ電子入札共同システムは、入札参加資格の審査、落札決定、公告の公表等を行っているシステムですので、その業務の範囲内での

説明というところになります。また、調達関連手続の電子化・システム化や共同運営は、法令による共通化や、通達による形式的で緩やかな共通化というものも難しいところがありますので、システムの共同運営の規模を広げていくということが実質的な共通化になるのではないかという考えと、更には格付等の諸課題についていかに解決を図っていくか、受注者側の利便性の向上と、発注者側の人的・コスト的な負担のバランスをいかにとっていくかということを念頭に説明させていただきたいと思います。

まず、論点1の共通化すべき様式・項目をどのように検討していくかという部分ですけれども、神奈川県の場合、一連の手続の中で、予算や入札参加資格者の名簿管理は建設業課、調達課が担当していますが、入札の制度面についてはまた別の部署が担当しており、そのほか、入札や見積り、支払については経理担当部署、案件執行や検査については各事業の所管部署などと担当が分かれています。また、やはり県と市町村等ではその辺りの区切りも異なっており、更には会計に係るシステムも別々のものを使用していますので、なかなかこれを全て共通化・システム化するという事は難しいのではないかという感触を持ちます。入札参加資格と実際の入札手続、更には契約と支払、検査など、それぞれある程度の範囲で分けて検討していったほうが良いのではないかと思います。

かながわ電子入札共同システムでは、先ほどお話したとおり、入札参加資格者の名簿管理と入札、公告、落札結果の部分をシステム化しています。また、工事と工事系委託、設計といった、いわゆるコンサルと呼ばれるような工事系のものと、物品などの、一般委託、役務系、物品系のものをシステム上一体的に取り扱っており、それぞれに異なる部分は多いですけれども、神奈川県としては分離するという事は想定していません。

更には内部手続と外部手続の関係もなかなか明確に分割は難しいところがあります。入札に際して必要な事項を表の申請項目にしているということもあり、格付などの、案件ごとに合致する業者を検索するための項目を事業者さんに入力して申請していただいているため、その辺りはなかなか不可分なところがあるというところが、論点1に関して思うところです。

論点2-1についてですけれども、ここは概ね格付に関する基準の統一という論点だと思います。この後の論点2-2にも関係してきますが、工事であれば経営事項審査、物品であれば営業年数や売上高などという客観的な項目と、子育て支援や女性登用などの、全国共通して持っている主観的な項目とがあると思います。それらに加えてやや政策的な、インセンティブの部分を含めて、加点する地域特有の項目もある程度県のほうで持つてお

りますが、そこを放棄するというのはなかなか難しいのではないかと現時点では思います。

また、何の業者を格付するか、どのようにA、B、Cのランク付けをするかという点については、事業者の規模や県内の対象業種、さらには区分別の業者数などを考慮しつつ、地域の実情に応じて、いかに事業者と案件のバランスを取るかというところの調整もあると思いますので、一律化するというのもなかなか難しいのではないかと思います。よって、共通の部分と個別の部分というものをのみ込んで格付できる制度やシステムを整備しなければ、共通化は難しいのではないかと思います。

個々の入札案件に関しては、地域の要件や、政策的な部分、個々の要件の仕様など様々な要素がありますので、共通化は難しいのではないかと感じます。

論点2-2について、入札参加資格審査の申請項目・必要書類について、どのように共通化することができるかという点ですが、先ほども説明したとおり、おおむね全国共通で取り扱っている項目の中でも、客観的なものと主観的なものがあり、さらには団体個別で主観的に取り扱っている項目もある状況で、この団体において個別に取り扱っている項目というのは維持せざるを得ないのではないかと思います。また、現行のシステム上で、申請項目に変更を加えようとすると、その後の格付計算や業者抽出などにも様々な影響が出てきますので、ある程度工数が必要になってくるところです。ですので、そもそも全国ばらばらの状態で運用されている既存のシステムに、個別に少しずつ手を入れるというのは非効率ではないかという感触を持ちます。したがって、もし共通化するとすれば、工事系と物品系の一括申請と、総務省も御提示されていますけれども、特に物品等において団体ごとに異なる種目や細目のある程度共通化し、さらには国の省庁においても、特に国交省と総務省の間で違いが大きいというところがあるので、その辺りも統一したうえで、システムや制度を構築していく必要があるのではないかと思います。また、審査の体制についても、現在神奈川県では、大枠の共通的部分は県が共通で審査し、それ以外の個別的部分は各団体が個別に審査するという体制ですけれども、そのような個別の部分と共通の部分を担当する審査の体制が必要であるというところがあります。個別の項目ですけれども、審査している内容としては、その地域で誰が入札契約に携わるのかという受任者の情報や営業種目、格付に関わる項目、基準、計算方法、事業者選定の部分などで、差が出てくるのではないかと思います。

このような問題に対して、全国共通の項目等を作成し、さらに申請により各団体における個別項目を設けていくという仕組みが整備され、各団体で格付認定、名簿作成を行うこ

とができれば、最も理想的ではありますが、なかなか全国一律には難しいところもありますので、都道府県域をまたいで広域的に活動している事業者はそう多くないことからすると、都道府県単位で運用されている既存のシステム等にある程度乗る形で、これを活用していくということも1つの案として考えられるのではないかと思います。情報を国のシステムに入力して、それを地方自治体のシステムに連携していくという方法も考えられるとは思いますが、事業者からすると、2つのシステムに対して、二重で作業が必要になり、個別システム側からすると国のシステムから情報を受ける機能を改修しなければならないというところがあります。さらにネットワーク強靱化などの関係で、そもそもデータをどのように受けるのかという点も含め、システム面から考えるとやりづらいという感触を持ちます。

論点2-3ですけれども、入札参加資格審査の申請方法の共通化というところですが、申請期間や、始まり、終わりのタイミングは、ある程度の期間をかけてすり合わせていくことで共通化できるかもしれませんが、随時申請や変更届のサイクルがあまりに短かったり、頻回になってくると、事務処理の関係で対応できないのではないかと思います。かながわ電子入札共同システムの場合、名簿は2年間有効としていまして、定期申請は偶数年の10月、11月に申請を受け付け、そこから審査して格付をしているということで、年度末、3月まで審査作業を行っています。随時申請は一月ごとに、8月にあった申請は9月に審査して10月の頭から名簿登載というような流れでやっていますけれども、1か月の中で、審査や格付認定というところを共通の項目と個別の項目で行うため、なかなかここを短くするのは難しいです。よって、メールや汎用的な電子申請システムというものよりは、共同システム化していくことが、方法論としてはいいのではないかと思います。審査期間なども考慮しつつ、その辺りを調整していく必要があると思います。期間に関しても3年間となると、1度格付したものを3年間維持しなければならないため、少し長いのではないかと感触を持ちますが、逆に1年となると、自治体と事業者の双方にとって作業が多くなってくると、2年ないし3年というところが妥当ではないかと思います。

次に論点3-1ですけれども、契約の前の公告についてです。公告の関係は、公表する項目や、設計図書を参加者にどのように配付するかというところを整理する必要があると思いますけれども、現状公告に関しては、入札情報サービスシステムというものの、PPIのものを使っていますので、インターネットでの公告が利便性の関係では望ましいのではないかと思います。

さらには工事系、物品系併せて、今は1つのサイトで情報提供をしていますけれども、その辺りも全国共通になったほうが、事業者も検索がしやすいと思います。また、電子入札からどのように案件情報を渡すかなどのデータ連携の問題も出てくるのではないかと考えます。ただし、全国共通のツールに関しても、J A C I Cの統合P P Iや、調達ポータルなど、様々なものがあるかと思しますので、データ連携をどのように行っていくかというところが課題ではないかというところです。

指名競争入札や随意契約に関しては、公募のものや、事前公募、プロポーザル系、オープンカウンターのものなどは、公表していく必要があると思いますけれども、それ以外の通常の指名競争入札や随意契約は、公告というものは現時点で行っていないため、必要ないのではないかというところがあります。結果も同様にインターネットで公表していますけれども、随意契約は、ある一定の金額以上などの、必要なものを公表しています。イレギュラーな事例として、どうしても契約の内容を公表できないという理由が存在するならば、それを除くことにはなると思いますが、現状ではそのような事例はあまり聞いたことはありません。

論点3-2の入札・完了届の共通化についてです。入札に関しては、システム化すれば画面上で動いていくことになり、あまり共同運営のシステムの中で差異は出てこないため、それほど意識はされないのではないかというところですが、各団体において、総合評価であったり、入札参加資格の審査をどのタイミングで行うか、公募を出して指名するかなど、入札方式にさまざまな違いがありますので、その辺りを入れ込んでいく必要があるということと、名簿から参加業者の判定などを抽出している団体もあるため、そうした機能も必要になってくるのではないかと考えます。

完了届に関しては、特に工事系のものにおいて、国交省の様式等を準用している場合もあるため、国の考え方、様式を統一することも併せて考えていただく必要があると考えます。

論点3-3についてです。契約の内容の共通化についてですけれども、個々の契約により案件や仕様が大きく異なるため、なかなか共通化するのは難しいのではないかと思います。電子契約については、10月から神奈川県も希望者に対して始めたところですが、現在民間のサービスが立会人型を含めて普及し始めているので、契約内容の統一ということよりは、そちらの流れがあるのではないかというような感触は持ちます。

論点3-4ですけれども、請求、支払に係る様式の統一に関しては、押印廃止により、

電子データでの提出も可能となったところではありますが、請求書はそれぞれの受注者で様式が異なりますので、特に共通化は考えていません。支払通知も、現時点でシステム化はしておりませんが、今後もそのような考えは今のところありません。

論点4の規律方法についてですけれども、法令規定、技術的助言でも、準用等々になってくると少し差が出てきてしまう可能性もあり、実質的な運用を固めていかない限り、統一は難しいと思います。システムについても、一部の修正でもその影響範囲によっては大きな工数がかかってくるものもあり、個別に対応していくのは非効率になるのではないかと考えます。したがって、まず運用の共通化とシステム化を行うという方針の決定と内容の調整、及び財政措置がなされ、共通システム化の取組を実際に進めるという段階になって初めて、そういったところが必要になってくるのではないかと思います。

論点5の手の整備に当たっての課題、論点ですけれども、神奈川県の場合、名簿管理と入札、契約、執行管理、支払と、それぞれフェーズにより担当部署が分かれてしまっている現状がありますので、一気にというよりはそれぞれの大枠ごとに議論していかなければ、まとまりづらいのではないかとこのところではあります。また、共同運営の電子システムを全国あるいは都道府県単位で導入していくに当たっては、イニシャルとランニングのコストや人員の部分について何らかの措置が必要ではないかと感じます。

以上の前提で、共通化を進められるとすれば資格者名簿の部分などではないかと思えます。ただし共通化に当たっては審査体制であったり、納税証明書など紙で提出を求められている必要書類について、電子データで提出することの是非、さらには電子データ化した場合でも原本性・有効性を認めるような考え方の整理が必要ではないかと思えます。さらには本人性の確認手段として、現在はコアシステムのICカードを用いておりますけれども、その辺りをどう扱うかであったり、全国でデータを共有する場合の個人・法人の情報保護問題、ネットワークの強靱化も含めたデータ連携の問題、今後L G W A Nや三層分離などのネットワーク環境の整理等が課題となってくると感じます。

最後の論点6について、どのように取り組んでいくかというところではあります。まず、国の省庁間、あるいは地方で共通化されていく中で、なかなか一気に切り替えることは難しいので、コスト面や人的なメリットを提示しつつ、すり合わせをしていくには、ある程度時間がかかるのではないかとこのところではあります。特にシステムのライフサイクルの部分についてはおおよそ5年から6年のサイクルで各団体運用されていると思えますので、その辺りを考慮したスケジュールを考える必要があるのではないかと思えます。最後に体制や枠組みな

どは、現状システム化する範囲が何とも言えないというところではありますけれども、現状の人員で対処できるか、実際に共通化するとしたらどのような人員で対応するかといった点も整理する必要があると感じます。各論点に関しては以上です。

○高橋座長 どうもありがとうございました。

続きまして、町田市から御発表をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○町田市 宮本係長 町田市契約課の宮本と申します。よろしく申し上げます。

では、町田市からは、資料2で質問いただいていた部分について先にお答えさせていただきたいと思います。

まず資料2の5ページです。入札参加資格の申請書類について、神奈川県さんや阿久根市さんと比較して必要書類が少ないという点ですが、町田市は東京電子自治体共同運営の電子調達サービスというものを共同利用しているため、資格審査においては自治体独自の書類は多く求めておりません。そのため、必要書類も少なくなっています。事業者目線で、必要最低限の書類にするべきと考えております。

次に6ページの申請の時期についてです。町田市の申請時期の設定根拠については記録が残っておらず詳細は不明ですけれども、もともと随時受付にしているため、年度末から年度当初の繁忙期を避けていただければ、申請時期は変更可能と考えております。事業者側の利便性の観点で考えると、随時受付がよいのではないかと考えております。

続きまして、同じく6ページです。資格の有効期間について、町田市は決算月の翌月から起算して1年8か月後の末日としています。こちらも経緯の詳細は不明なのですが、基準を決算月にしているため、基本的に毎年更新をしていただくという形になっています。決算が完了してから継続の申請をするために、8か月間の猶予を設けているのだと考えています。有効期間を2年間とした場合、多くの企業が決算期としている3月に申請が集中してしまうため、随時受付のほうが理にかなっているのではないかと考えています。多くの自治体の繁忙期は2、3月になるかと思えますけれども、そこに入札参加資格審査申請が集中することを避ける意図があるのではないかと考えております。

次に8ページ、9ページの入札参加申込書や入札書、完了届について、共通化することは可能かという御質問ですけれども、町田市は電子入札サービスを利用しておりますので、現時点で既に共通化はなされており、可能だと考えております。

次の10ページ、請求書に関してですけれども、こちらも現在指定の様式は設けておりますが、任意の様式でも可としていますので、共通化は可能と考えています。

○町田市 太刀川主任 それでは説明を町田市財務部契約課物品契約係、太刀川が代わりにさせていただきます。

まず、町田市の現在のシステムについて、資料2の1ページで御説明させていただきます。町田市は、東京電子自治体共同運営電子調達サービスを、東京都を除く、都内23区、26市町村、一部事務組合の計59団体に共同運営しております。共同システムにつきましては、現在、資格審査サービス、入札情報サービス、電子入札サービスの3つで構成をしております。資格審査の項目については、先ほど申し上げたとおり、共通項目がほぼ全くなっております。59団体、全ての自治体で一律のルール、一律の項目で審査することになっているため、事業者が申請する際に、59団体全てで資格を取りたいという場合も、町田市のみで資格を取りたいという場合も、全て同じ項目、同じルールで審査は行われるという形になっております。そのため、審査自治体についても、59団体全てを選んだ場合は59団体の中からランダムで審査自治体を選ばれ、町田市だけを選んだ場合は町田市が審査自治体となるという形になっております。審査団体の振り分けにつきましては、各団体の登録している事業者数に応じて按分されるため、おおむね自治体の規模に応じて、審査する事業者数も多くなるという形になっております。以上から、町田市では従来から、ほぼ共通項目、共同ルールで運用しているため、システムの共通化ということについて、これは共同運営ではなく町田市の1意見ではありますが、実現可能ではないかと考えております。

資料1の各論点について、まとめて回答させていただきます。

事前にいただいていた質問についてですけれども、調達関連手続の共通化、全国的なシステムの共通化について、地方公共団体にとってどのようなメリットがあれば取組が進んでいくと考えられるかということについてですが、現在電子化していない自治体は、やはりコストや人力的な問題で導入を見送っている団体が多いと思われれます。そのため、共通化することによって、コスト面においては、単独調達するより安価な価格で導入できること、運用面においては、やはり人的な部分で、事業者への周知やマニュアルの整備等に手間がかかるため、事業者へのオンライン説明会の実施や共通マニュアルの整備、共通のコールセンターなどの設置があれば、取組が進むと考えています。

共通化・デジタル化を進めるに当たって、地方公共団体において、地域貢献や地元企業の優先等はやはり重要で、考慮しなければならない項目となっているのかということについて御説明いたします。

町田市では、やはり地域貢献や地元企業の優先については、重要なものと考えております。ただし、資格審査申請の際には、何か地域要件であるとか、災害協定を結んでいるかといった項目は設けておらず、基本的に個別の入札、電子入札の際の入札参加条件で地元企業の優先を設定しているため、共通化・デジタル化に関して大きな障害はないと考えております。また、調達関連手続は、条例にどの程度規定されているのかということについては、町田市においては条例では特段規定していません。

最後に、共同の入札参加資格申請の受付や、その他電子入札、電子契約等、調達に関する一連の手続に係る電子化・オンライン化の状況について、町田市の場合は、共同運営の電子調達システムを導入し、資格審査申請から公告、電子入札、結果公表を実施しているため、それらの点については全て電子化されています。また資格審査の書類の一部については、紙の原本をもらっているものもございます。電子契約システムにつきましても、共同運営の中の一部の自治体で、今年度から導入を開始しております。町田市についても、電子契約システムを用いての電子契約の締結ということを進めております。また、内部の事務処理につきましても、財務会計システムで電子決裁を行っているという形になります。

町田市の場合は、資格審査から電子入札、電子契約まで、一連の手続を契約課で実施しています。現在システム化されていない部分については、完了検査、請求の部分のみという状況です。ただ、こちらの点についても、今後電子化を検討していきたいと考えております。

以上になります。ありがとうございます。

○高橋座長 どうもありがとうございました。

それでは、次に阿久根市から御説明頂戴したいと思います。よろしく申し上げます。

○阿久根市 四郎園係長 鹿児島県阿久根市財政課の四郎園と申します。よろしく申し上げます。

では、資料2の質問があった事項について先に説明させていただきます。

まず、資料2の2ページ、3ページの入札参加資格審査の申請事項についてですが、阿久根市は、鹿児島県の審査基準に準じて審査の基準を定めている状況です。共通化の取組において、いくつかの申請事項を設けることができないこととなった場合、単純に加点事項が減ることになりますので、事業者への納得のいく説明ができるかという点を懸念しております。

次に、5ページに記載の入札参加資格審査の申請書類についてですが、例えばISO認

証取得登録証に関して、本市ではISO認証取得が確認できる資料と抽象的な表現になっていますけれども、ここを登録証と具体的に定めることについては、特段支障はありません。実際、登録証以外のものを提出される事業者は、今のところありません。

次に、入札参加資格審査の申請書類全体に関して、町田市さんと比較して必要書類が多い状況となっておりますが、こちらについては、事業者からも特段多いというご意見もなく、今までの積み重ねでの現状となっております。逆に自分たちが頑張っていることをアピールしたいという点で、こういったものも提出したい、加点事項に入れてほしいという声もあるところです。今回こういったことをきっかけに、必要があるのかないのかを精査する必要があるのではないかと考えております。

次に6ページ、申請時期についてですが、現在2年に一度、12月から1月の2か月程度としています。この時期については、災害がある程度落ち着いた時期であるという点と、2月以降、次年度の入札事務が繁忙期に入る点を理由として12月から1月と定めております。有効期間は2年間ですが、こちらは鹿児島県に準じている状況です。

次に、この有効期間や申請時期を共通化することについてですが、有効期間は特段支障がないのではないかと考えております。時期については、共通化することで事業者側の負担が集中するのではないかと懸念するところですので、現行の期間が本市は2か月程度なのですが、これを長めに設定するなどの対応が必要ではないかと思っております。

最後に、資料の8ページから10ページに記載の入札参加申込書、入札書、請求書などの様式の共通化についてですが、要綱の改正の必要がありますので、その時間を取る必要はありますけれども、可能ではないかと考えております。

阿久根市は、建設工事等の入札参加資格審査について、市内業者のみ格付を行っている状況です。ですので、2年に一度の資格審査に係る申請書類については、市内事業者が提出するものと、市外事業者が提出するもので異なっている状況です。市内事業者のみ提出するものについては、鹿児島県の審査基準に準じており、県内外の自治体のものと比較したことはありませんでしたが、今回比較した資料を見たところ、意外と本市が細かく設定しているというところは驚きがありました。市内事業者と市外事業者に共通して提出をお願いしているものでは、例えば使用印鑑届や工事経歴書などは比較的簡単に共通化できるのではないかと考えております。現在入札参加資格審査の受付については、郵送のみとしているところですが、これをシステム化してオンラインでの受付となった場合、市内事業者が対応できるかという点を少し懸念しております。ですので、書面と

オンラインの2パターンというのが望ましいと思っています。

共通化・オンライン化に取り組むに当たっては、事業者サイドとしては、様式ですとか、提出書類が統一化されることのメリットはあると思いますが、地域性が本市は田舎というところがありますので、少なからずオンラインに対する否定的な意見も出てくるのではないかとこのころは思っています。

阿久根市からは以上です。

○高橋座長 どうもありがとうございました。

それでは質疑応答、意見交換に移りたいと思います。地方公共団体の皆様への質問や検討の方向性に関する御意見がございましたら、ご発言を頂戴したいと思います。それでは片桐先生、よろしく願いいたします。

○片桐構成員 ありがとうございます。まず事務局の御報告に対しては、今までの議論を随分整理していただいて、大きな方向性が見えてきたのではないかと感じます。また神奈川県さん、町田市さん、阿久根市さん、本当にありがとうございました。皆さんの御感触よく分かりました。

まず伺いたいのは、今の神奈川県さん、町田市さん、阿久根市さんの御感触を伺って、事務局はどう受け止められたかということところです。それからもう1点は、町田市さんはおおむね東京都に準じて運用しており、東京都の区市町村は電子自治体共同運営電子調達サービスを使いながらうまくいっているの、今後もその方向で進めていけるのではないかとこの御感触をお持ちなのに対して、神奈川県さんのほうは、電子入札共同システムをこれ以上何か包括的なものにするのは難しいのではないかとこのニュアンスでお話しいただいたかなと思うのですけれども、神奈川県さんのほうで難しいと思われる、その具体的なポイントをもう少し整理してお話しいただけるとありがたいです。以上の2点です。

○高橋座長 それでは事務局、まず御発言頂戴したいと思います。

○黒川理事官 今3団体の皆様から様々な御指摘をいただきまして、片桐先生の御指摘とも重なる部分があるかもしれませんが、やはりまず神奈川県さんからは、かなり細かく論点の一つ一つについての影響、支障といったもののお声をいただきました。取組を具体化する話に進んでいく過程においては、自治体の実務を担当されている方の御意見を聞かなければ、スムーズにはいかないのではないかとこの思いました。

一方で、町田市さんの取組はシンプルに共通化した資格審査の項目・様式にとどめていること、さらにはもうワンズオンリーが比較的達成されていることといった御紹介の内容

でしたので、経済界から求められていることについての方向性としては、東京都の市町村が取り組んでいらっしゃるということのが、1つの姿になるのではないかと思ったところ  
です。一方で神奈川県さんのように、個々の支障というものは、細かく見ていけば様々あるということもよく分かりましたので、そういった点を踏まえて、自治体の皆様と具体的な内容を詰めていきたいというふうに感じた次第です。

以上です。ありがとうございます。

○高橋座長 神奈川県はいかがでしょう。ピンポイントでどこが障害になり得る話なのかという御質問だったと思いますが、いかがでしょう。

○神奈川県 瀬戸主査 先ほどの話の中で一番支障となるのは、格付と発注のための情報というところになると思います。格付の地域の実情に応じたものと、発注のための情報、協定など、その辺りをシステムと電子入札にいかに関連していかというところが実現できればというところにはなるかと思えます。

○高橋座長 私のほうから神奈川県様にお聞きしたいのですが、町田市様は、入札時の評価の際に独自項目を設けていて、事前の入札参加資格審査時は項目をシンプルにする対応をされていると思えますけれども、独自項目についてはそのような対応だと難しいという御判断があり得るということでしょうか。その点を少しお聞かせ願えますでしょうか。

○神奈川県 瀬戸主査 今の制度面から言えば、まずランクを付けるに当たっての点数評価について、加点ができないというところが問題になると思います。

○高橋座長 ありがとうございます。ランク付けの部分で独自項目を入れたいということですね。どうもありがとうございました。

片桐先生、今の御回答でいかがでしょう。

○片桐構成員 分かりました。ありがとうございます。

○高橋座長 それでは、大脇先生、いかがでしょう。

○大脇構成員 いろいろ情報量の多いものをお聞きして、なるほどと思うことの連続でした。その上で、先ほどの論点で高橋先生と同じところがすごく気になったのですけれども、共通化できるかどうかという悩みのメインは、地元優先であるとか、地域要件などというものをどれぐらい生かせるかという点がかなり大きな要素だと思います。町田市さんの考えがすごく私にとっては新鮮で、資格審査や格付は、それはそれ。後の方で個々の発注をする段階での参加条件はそれはそれというふうに別々に考えてゆく。前者は既に共通化していて全く大丈夫で、後方で独自性を出せば、地元優先、地域要件というものは生かせる

という考え方だと思います。これを踏まえて阿久根市さんにお聞きしたいのですが、阿久根市さんとしても、やはり資格審査や格付の時点で、阿久根市さん独自の条件というものは不可欠だというふうにお考えでしょうか。町田市さんのような割り切った、格付は格付、そこはもう共通で独自色は出さない。そして個々の発注のときに独自色を出せば良いではないかという考え方に対してどう思われますか。

○阿久根市 四郎園係長 現状としては、格付の段階で独自項目を入れて、ランク付けはしています。例えば消防団への加入状況ですとか、表彰の条件、さらには災害協定を結んでいるか否か、そういったものを盛り込んでいます。消防団に関しては、やはり地域の消防団員がなかなか確保できない状況で、独自項目としてそこに入れることで多少団員を確保できているという現状もあります。

○大脇構成員 私も本来はその考え方のほうが普通、すなわちノーマルだと思っていたので、お聞きしたところなのです。やはりランク付け（格付）の時点で各事業者にも有利不利の差を付けてあげることが、特に市内の事業者に対する市によるインセンティブの付与という点では役立つというわけですね。

○阿久根市 四郎園係長 はい。

○大脇構成員 ありがとうございます。ひとまず以上です。

○高橋座長 石川先生、いかがでしょう。

○石川構成員 ありがとうございます。1点目は、もし可能であれば、本日の御発言内容の簡単なメモのようなものを共有いただけないかなと思いました。

それと、もう一点は、47都道府県ある中で、今日神奈川県と東京都、それから鹿児島県から来られていて、果たしてほかの都道府県も、やはり同じように共同の電子入札システムがあり、それぞれの都道府県で共通化がなされているのかどうかということが分かると、共通化の検討の方向性などが、よりはっきりするのではないかということをおもいました。

それから、町田市様に御質問させていただいてもよろしいですか。資料2の4ページ目の基本情報のところで、神奈川県様と阿久根市様は、暴力団又は暴力団員等と関係していない旨の誓約書を必要書類として求めていますけれども、町田市様はどこか別のプロセスで暴力団排除という項目を設けているだろうことが気になりましたので、教えていただけないでしょうか。

○高橋座長 最初の2点は事務局にお願いしたいと思います。いかがでしょう。

○黒川理事官 1点目、発言のメモの共有についてと、2点目は今回お呼びしている以外の都道府県の共同の取組の御紹介ということでしたので、こちらについては資料として用意したいと思います。以上です。

○高橋座長 では町田市様、お願いいたします。

○町田市 沓掛係長 工事契約係の沓掛と申します。よろしくお願いいたします。

町田市では、今先生のおっしゃった暴力団関係のお話ですけれども、それぞれ個々の契約約款と、特記仕様に基づいて、暴力団や反社会性のある団体を排除するという形をとっておりますので、先にこちらのほうで基本情報として取り入れるわけではなく、これは町田市独自ということになるかもしれませんが、そういったところで排除している考えになります。以上です。

○石川構成員 ありがとうございます。そうすると、やはり契約の中で暴力団に関係していないという誓約を、取られているということですね。そうなってくると、恐らくこの東京電子自治体共同運営電子調達サービスに入られておられる、町田市様以外の58団体も、最初の入り口のところでは取りいれていませんけれども、別の契約約款等で誓約を取りいれているという理解でよろしいでしょうか。ほかの団体のことで大変恐縮ですけれども、恐らく町田市様に限らず、やはり自治体の事務に暴力団関係の方が関与するということとはあり得ないだろうと思われましたので、その辺り、もし御存じであれば教えていただけないでしょうか。

○町田市 太刀川主任 町田市です。ほかの団体については今資料がないですけれども、恐らく他団体についても、各自治体で契約約款を作成していますので、その中であったり、もしくは別途誓約書等を取っているのではないかと考えております。

また、反社会的勢力は当然事前に排除するのですが、契約後に反社会的勢力と関わっていることが分かった場合には、契約を解除したり、違約金を支払うということもありますので、その辺りの条件は、多少自治体によって異なっている可能性もあるとは考えております。以上です。

○石川構成員 ありがとうございます。質問の趣旨としては、暴力団への対応に目が止まり、恐らくどこの団体様も、排除するような形で契約を結ばれていると思いますが、資料には出ていなかったため、御質問させていただきました。恐らくこの資料の中に出ていない細かい項目についても、共通化するときには団体ごとで相当に違いがあるのではないかと考えられました。以上です。ありがとうございます。

○高橋座長 どうもありがとうございました。それでは、木村先生、お願いします。

○木村構成員 ありがとうございます。町田市さんに教えていただきたいのですが、東京都では都を除いているということについて、そもそも都が除かれた経緯について、簡単にでも教えていただければと思います。

あとは、細かい話ですが、先ほどほかの自治体に比べて町田市さんが際立っていることの1つとして、入札参加申請の時期について、これは考え方がいろいろあるとは思いますが、随時受付ということのデメリットがないのかどうか、結局のところ年末に偏ってしまうなどという実態がないのかということを確認させてください。

それからほかの団体と比較した場合に、神奈川県さんについては、私は内容としてそれほど消極的なものだとは思いませんけれども、先ほどメリット、デメリットの話があり、資料1の16ページ前半で共通化・デジタル化のメリットが書かれているところ、この辺りのメリットがあれば動けるという感覚なのか、それとももう少し、先ほどのもろもろの条件がなければと動けないという感覚なのか、確認させていただきたいです。以上です。

○高橋座長 それでは、町田市様、まずお願いします。

○町田市 太刀川主任 まず東京都が除かれた経緯についてです。現在共同運営に東京都は入っていないのですが、事務局は東京都が担当しており、23区26市を取りまとめているという状況です。都が除かれた経緯というのは、少し調べたのですが、共同運営が2003年から始まっていて、20年前のことですので、当時の資料というものが、事務局に確認しても残っていませんでした。ただ、共同運営の意思決定の過程として、59団体のうち毎年10団体を選んで、その中で運用方針を作っていく運用部会というものを設けています。59団体のうちの10団体ですので、5年に1度その運用部会が回ってくるという流れですが、その中で、共同運営の資格審査のルールづくりや問合せへの回答、担当者会の開催等を行っています。やはりここに東京都が入ってしまうと、結局東京都が取りまとめをするという形になってしまうため、あえて団体を分けて、共同運営の23区26市でしっかり運用部会を作って決めていこうという経緯があったのではないかと考えております。

次に、参加申請の時期とデメリットに関し、随時受付ということのデメリットがないのかということについてです。先ほど申し上げたとおり、共同運営の場合は1年8か月という少し特殊な有効期間になっているのですが、ほとんどの企業は3月を決算期としており、これらの企業が1年8か月で申請すると、有効期間の終わりがおおむね11月になるとい

うスケジュールになっています。そうすると、どこの自治体でも、契約課は年度末から年度当初にかけて業務が繁忙になる一方、随時受付にすることによって申請は11月頃に集中するという形になっており、それほど繁忙ではない時期に申請が集中するという形になるため、デメリットは現状あまり感じてはいないです。もちろん、全ての申請が1団体に来てしまうと、かなり業務も繁忙になってしまうとは思いますが、先ほど申し上げたとおり、59団体の中で、その規模に応じてランダムに審査団体が振り分けられ、1団体に申請が集中するというものもないため、現状特にデメリットは感じていません。さらには事業者にとっても、随時受付としたほうが、好きな時期に申請できるというメリットがあるのではないかと思いますので、現状町田市として、その点についてはデメリットを感じておりません。以上です。

○高橋座長 それでは神奈川県様、お願いいたします。

○神奈川県 瀬戸主査 基本的にはイニシャルとランニングコストの減、人の工数の減というところのメリットが大きく、かつ事業者側に多大な便益が図られるようであれば、共通化していくという方向性は否定するものではないとは思いますが、一方で、先ほど申し上げたとおり、様々な課題もあるということです。

○高橋座長 木村先生、よろしいでしょうか。

○木村構成員 はい、結構です。町田市さんの最初の質問ですが、東京都の件は恐らく規模の問題が含まれているだろうと想像していましたが、その運営に間接的に関与しているということであれば、これも感触で結構なのですが、東京都の運用と東京都下の町田市さんなどの共同運用との間で、ずれがあるという認識はかなりありますか。先ほどの誓約書などという話でも結構なのですが、大ざっぱに見て、東京都とそれ以外の市町村との間で、何か大きな違いがあれば参考までに御教示いただきたいのですが。

○町田市 太刀川主任 回答させていただきます。

運用の違いということについて、東京都は有効期間を2年としており、また、随時受付ではなく、申請期間を設けています。ですので、神奈川県さんや阿久根市さんと同様の時期になっています。ただ、そこについては、デメリットというのはそれほど感じてはいないところです。一方、これは共通化につながる場所ですけれども、申請の段階での違いとして、納税証明書などの必要書類が異なるという部分も少しあります。また、東京都で入札参加資格を持っている場合に、東京都下の23区26市も当然同じシステムだと勘違いされている事業者も多く、以前、運用部会に入っていた際に、求める書類が自治体によ

って違うということで、クレームをかなりいただいたこともありました。よって、これは共同運営としてではなく、町田市としての意見になりますけれども、もともと資格審査自体も共通化されているため、システムを分けているメリットはそれほどなく、むしろデメリットが多いのではないかと少し感じており、事業者の利益を優先するのであれば、共通化しても良いのではないかとこのふうには考えております。以上です。

○木村構成員 よく分かりました。どうもありがとうございました。

○高橋座長 ありがとうございました。それでは、小西先生、お願いします。

○小西構成員 ありがとうございました。まず3団体を選んでくださった事務局の方々、また、御協力いただきました3団体の方々、ありがとうございました。大変よく分かりましたので、ありがたく思っています。

まず1つ目は、いくつかの団体で公契約条例というものを持っていると思いますが、今回の3団体の皆さん方は、公契約条例はお持ちではないということでもよろしいでしょうか。それぞれ、もしお持ちの方がいらっしゃれば手を挙げていただくとありがたいです（挙手する団体なし）。

ではその上で、まず神奈川県さんにお聞きしたいのですが、システムの共同化、県としての共同化をこれだけ行って、参加市町村も多くあるということですが、例えば厚木市などは公契約条例を持っていると思いますが、そこから何かこのようにしてほしい、この共同化の形だと公契約条例とバッティングするというようなことの要望や、依頼などはなかったのでしょうか。

○神奈川県 瀬戸主査 現時点ではないです。入札、落札決定までのシステムになっていますので、その関係で契約まではカバーしていないというところもあるのかもしれないですけれども。

○小西構成員 なるほど。公契約条例で規制しているのが契約段階だからということですかね。

○神奈川県 瀬戸主査 まだ、特に県内市町村からこのような条例を作ったので、システムを改修してほしいというような意見は出ていないです。

○小西構成員 分かりました。

次に町田市さんにお聞きしたいのですが、町田市さんの御説明ですと、東京都のシステムでは、参加団体全て同じということでもよろしいのでしょうか。

○町田市 太刀川主任 町田市です。資格審査の際は、59団体全て同じ項目で審査がで

きます。

○小西構成員 なるほど。では、そういったものは既に徹底して共通化されているということですね。

それと、先ほど運営部会のお話がありましたけれども、改善するときは、このような項目を入れてほしいなどという御意見も出てくるのですか。

○町田市 太刀川主任 システムについては5年サイクルで対応していますので、その際に運用部会で改修要望を調査して、多数決で可決されたものは改修をします。例えば直近ですと、納税証明書が電子化された際には、運用方法について他団体から要望が上がり、それを運用部会のほうで新しいルールとして設定するという形をとりました。

○小西構成員 ありがとうございます。では、この項目を入れてほしいという意見があった場合には、もし反対があれば、多数決で決めるということですね。

○町田市 太刀川主任 共同運営という形を取っておりますので、多数決で決めていくこととなります。

○小西構成員 少し細かいですが、多数決は運営部会のメンバー間の多数決で決まるということですか。

○町田市 太刀川主任 多数決のほうは運用部会のメンバー間ではなく、運用部会から参加全団体に調査を取ります。

○小西構成員 なるほど。そうすると、参加全団体の多数決で決まるということですね。

○町田市 太刀川主任 はい。

○小西構成員 なるほど。そうすると反対の団体も、その決まった一律ルールには乗らざるを得ないといえますか、それが強制されるということですか。

○町田市 太刀川主任 そうですね。

○小西構成員 分かりました。ありがとうございました。以上です。

○高橋座長 どうもありがとうございました。

それでは、建部先生、お願いします。

○建部構成員 私は民法が専門ですので、政策インセンティブであるとか、消防団員であるとかを考慮することの重要性を理解していない上での質問になりますけれども、民法の話ですと、やはり一番安くて一番よいものを契約するということが前提になりますので、例えばそのランク付け、格付の際に消防団員であるという条件などを入れますと、不適切とまでは言いませんけれども、特に大きな事業において、最も契約遂行能力のある事業者

を排除することになる可能性があるのではないか、といった点が少し気になりました。なぜかといいますと、ある地方公共団体で、落札をしたのに契約しなかったことで訴訟になったという例が実際にありました。そうすると、やはりもう少し資格のところ、契約の履行確保のところに焦点を当てた検討も必要ではないだろうか、民法上の観点から思いました。

もう一つ、検討会の対象として、どこまでの契約を念頭に置いているのかということが、実はよく分かっておりませんで、例えば単純な売買契約などが電子化になじむのは分かりますが、システムの構築のような、契約の熟度と交渉等を経て契約を締結する一定のパッケージのようなものに関しましては、どこまで電子化になじむものなのだろうかといった疑問を感じながらちょっと伺っております。一言で言ってしまうと、契約締結上の過失の問題が出てくるケースについて、どこまでこの電子化の問題に対応できるのだろうかという点は少し疑問に思っております。

○高橋座長 阿久根市様、いかがでしょう。今の民法の観点からの疑問に対して。

○阿久根市 四郎園係長 消防団関係の条件は、地域性の観点から必要なものではないかと思っています。

○高橋座長 では神奈川県様、いかがでしょう。

○神奈川県 三村主任主事 神奈川県建設業課の三村と申します。

建設業課は工事系の格付を行っていますが、神奈川県としても阿久根市さんと同じ意見で、おっしゃられたように、最も安くてよいものを提供する事業者が民法上適切というのは理解しているのですが、当然事業者の規模によって、県外事業者などが入ってきたときに、どうしても会社の規模や品質などという面で、小さい事業者は勝てなくなってしまう状況があります。そういった実情を考慮して、神奈川県内の事業者に特に強くインセンティブを与えて、発注機会を平等にするということが、地方自治の一環でもありますので、そういった形で、県内事業者に強くインセンティブを作るというのも、我々は重視しているところです。以上です。

○高橋座長 建部先生、よろしいでしょうか。

○建部構成員 ありがとうございます。ただ、それでその能力のない事業者を排除することができるのか、やはり契約履行確保の面からの問題がないのかということをお伺いしたいのですが、いかがでしょうか。

○高橋座長 では、阿久根市様から、まずお願いしたいと思います。履行確保ができな

った例はないかという、端的な御質問です。

○阿久根市 四郎園係長 まだ事例はないです。先生がおっしゃられることもよく分かるのですけれども。

○高橋座長 今のところそういう事例はなかったということですね。

○阿久根市 四郎園係長 はい。

○高橋座長 神奈川県様、いかがでしょう。

○神奈川県 三村主任主事 データを今すぐ出せないため、そのような事例があったかどうかというのは定かではないですけれども、全体の工事のうちで、そういった形で履行ができなかったというケースは少ないとは思いますが。

○高橋座長 どうもありがとうございました。

建部先生、それでよろしいでしょうか。

○建部構成員 はい。ありがとうございます。

○高橋座長 どうもありがとうございました。

では私のほうから、神奈川県電子入札共同システムについて少しお聞きします。各構成団体について、独自項目はあるわけですね。そういったときに、システム全体の中に独自項目が入るようになっているのか、あるいは独自項目については、各団体のシステムのほうに事業者からアクセスするような形になっているのか、教えていただければありがたいです。

○神奈川県 瀬戸主査 格付までシステムでやりますので、経営事項審査などは共通で点数を引っ張ってきますけれども、それ以外の部分では、システム上は共通で、使わない団体はゼロ点、使う団体は5点というように、点数を付けるかどうかを選択できるという共通的な主観点項目もありますし、団体個別で、この項目があれば3点というようにも点数を付けられるようになっています。

○高橋座長 ではシステムでそのように組まれているわけですね。

○神奈川県 瀬戸主査 そうですね。

○高橋座長 では事業者が独自項目をわざわざ別のシステムにアクセスしに行く必要がないシステム構築になっているということでもよろしいでしょうか。

○神奈川県 瀬戸主査 はい。

○高橋座長 分かりました。その辺りが重要だと思います。独自のシステムにまた別に独自項目があり、そこにアクセスしに行かなければならないとなると、事業者は効率性の点

で阻害されると思うので、そういった意味では、1つのシステムの中で独自項目も全て入れるような形になっているということですよ。

○神奈川県 瀬戸主査 そうですね。そこで設定した点数を、基本的にはシステムの中で全て完結して、計算して、ランク付けまでするというシステムになっています。

○高橋座長 どうもありがとうございました。

では小西先生、いかがでしょう。

○小西構成員 町田市さんにもう1点お聞きしたいのですが、先ほどの神奈川県さんへの質問と同じなのですが、公契約条例との関連で、システムを改修してほしいという御意見が、運営部会等で挙がったことはございますか。

○町田市 太刀川主任 そうですね。覚えている限りでは特にはないです。

○小西構成員 分かりました。ということは、神奈川県さんと町田市さんの御認識では、公契約条例はこのシステムの問題にあまり影響しないということでしょうか。阿久根市さんはいかがでしょう。公契約条例との関係において、何か鹿児島県の共同システムに対しての意見が挙がったことはございますか。

○阿久根市 四郎園係長 特にはありません。

○小西構成員 分かりました。ありがとうございました。以上です。

○高橋座長 ほかの先生方、いかがでしょうか。

では石川先生、よろしくお願ひします。

○石川構成員 資料2の10ページに記載されている請求書の様式について、項目の状況を教えていただきたいのですが、町田市様と阿久根市様は、こちらの標準ひな形を使われているということですが、一緒に共通化されている、東京都の場合は59団体、鹿児島の場合は44団体も、同じように請求書が共通化されているのかどうかということをお教えいただけないでしょうか。

○高橋座長 町田市様、いかがでしょう。

○町田市 太刀川主任 町田市は、この請求書の様式は事業者様独自の様式以外を使う際の町田市のみ共通様式ですので、ほかの団体は違う書式を使っているのではないかと思います。以上です。

○高橋座長 阿久根市様はいかがでしょう。

○阿久根市 四郎園係長 阿久根市は鹿児島県に準じてこちらの様式を使っていますけれども、ほかの自治体も、恐らく県に準じて使っているとは思いますが、少しずつ違うかも

しません。

○高橋座長 石川先生、それでよろしいでしょうか。

○石川構成員 ありがとうございます。私は監査と内部統制を専門に研究しておりまして、監査報告書について、もちろん他団体様も含めてということでお話しさせていただくと、意外に請求書から財務会計システムに入力をする際に、ミスがあったりですとか、あるいは請求書の日付漏れ、添付漏れがあったりということを知っております。個人的には、請求書をCSVデータなどで受け取れば、そのようなミスもなくなるのではないかと考えたのですけれども、神奈川県様と町田市様、阿久根市様で、仮にCSVデータとして請求書を受け取った場合に、メリットとして所管課のミスが減るかどうかという辺りをお聞かせいただけないでしょうか。

○高橋座長 では順番に、神奈川県様、いかがでしょう。

○神奈川県 瀬戸主査 請求書を受ける側の財務会計システムがCSVデータを受けられるかどうかというインターフェースなどの問題と、CSVデータが果たして正式な請求書として成り立つのかどうかという解釈も今はまだないため、何とも言えないところではありますが、受け取ったものをそのままシステムに入れることができればミスは減ると思います。

○高橋座長 はい、分かりました。

では町田市様、いかがでしょう。

○町田市 太刀川主任 請求書のCSVデータ化というところについてですけれども、今この共通の様式として提示しているものは、町田市でもほぼ使用したことはなく、基本的には事業者様が独自様式の電子請求書を出してくることが多いです。ですので、それがCSVデータ化できるかということと、今後、請求書についてもシステム化していくに当たって、今後CSVデータで取り込むような方法が可能であれば、もちろんミスは減っていくと思うので、今後の課題かなと考えます。以上です。

○高橋座長 どうもありがとうございました。

では、阿久根市様、よろしく申し上げます。

○阿久根市 四郎園係長 実際に事業者さんから請求書をいただいた上で、所管課がチェックをして、そこでミスが発覚して差し替えを行うという状況もありますので、その点が共通化されたり、CSVデータで吐き出されるとなると、その辺りが省略されていいのではないかと思います。

○高橋座長 事務局手が挙がっています。よろしくお願いします。

○田中行政課長 町田市さんに質問させていただければと思いますけれども、今日3つの団体にそれぞれ貴重なお話をいただきましたが、やはり町田市さんの共同運営についての姿勢は際立っていたと思います。その中で2つポイントがあったと思っていて、まずは、やはり運営協議会というのがあり、そこできめ細かく、それぞれの団体の意見を反映するような仕組みが取られているということが1つポイントなのではないかと思います。やはりこのような調達関係の手続というのは、住民、あるいは議会などから、いろいろな要望が出てきた際に、機動的に対応することが求められるという側面もあるため、そういった仕組みを取っているのではないかと思いますけれども、一方で、例えばこれが全国的な仕組みになっていく、あるいは国が仕組みを作ることになりますと、運営協議会のようなものを仮につくるとしても、今までよりは意見が反映されにくくなるという可能性はあります。そのことについてどのようにお考えになりますかということが1つです。

それから2つ目ですが、入札参加資格についてはかなり割り切って、その条件設定、必要書類を決めているという印象を持ちましたけれども、一方で、入札条件については別途設定しているというお話がありました。結局、入札参加資格のほうを割り切って設定していけば、入札条件のほうに今度は寄せられていくわけであって、そうであれば事業者において入札に参加するたびに書類を出さなければならないこととなりますので、むしろ入札参加資格審査時に一律に判断したほうが良いのではないかとということもあり得ると思いますけれども、その点についてはいかがでしょうか。以上、2点です。

○高橋座長 では町田市様、よろしくお願いします。

○町田市 太刀川主任 まずシステムが全国化することによって、運営協議会の場で自分たちの意見が反映されにくくなるということについてですけれども、現状も59団体で決まっていますので、あまり意見が反映されている、されていないというところの印象がなく、大方多数の意見のほうに行くであろうという印象を持っているところです。よって、自分たちが強くシステムを改修してほしいと思っても、それが大多数の意見でなければ当然採用されないだろうと考えていますので、特にそこが全国になってあまり反映されなくなっても、それは決定事項なのでそのように合わせていきたいと思いますという印象です。

次に、入札の条件を別途設定しているため、そのたびに申請書類が必要なのではないかとということについてですけれども、他自治体さんで個別に求めていらっしゃるの、災害

協定であったり、女性の参画、障害者雇用などといった項目だと思いますが、町田市においてそのような項目を求めているのは総合評価方式の場合だけです。総合評価方式の場合にはもともとの必要書類が多いため、出してもらった書類も当然多くなりますけれども、件数としては年間600件の契約のうち10件程度ですので、それほど事業者様の負担というものはないのではないかというところではございます。

また、地域要件については、完全に本店が市内にあるか、また、営業所が市内にあるかといった形で区別をしており、特に書類を別途出しているということはないため、事業者様に負担はないような形になっているかと思います。以上です。

○高橋座長 事務局、それでよろしいでしょうか。

○田中行政課長 はい。

○高橋座長 それでは、予定された時間が近づいてまいりました。今日は貴重な情報をいただいたと思います。

この辺りで議事を終了させていただきたいと思います。

○木村構成員 すみません、よろしいですか。

○高橋座長 木村先生。よろしく申し上げます。

○木村構成員 神奈川県さんの方に追加の質問をさせていただきたいのですが、よろしいですか。

○高橋座長 どうぞ。

○木村構成員 資料1の16ページに関して、先ほどご説明いただいた、当座のコスト、あるいは当座の人手の調達などという問題点が、まさに16ページの最初の丸に絡む話だと思います。そうしたデメリットもあるというお話だったのですが、それとは別に、資料で挙げていただいたとおり、競争性の確保によって価格が下がる可能性もあります。初めにご説明いただいたデメリットと比較した場合に、後のほうで資料に挙げられた、競争性確保というメリットに、現段階ではそれほど魅力を感じないという御認識でよろしいですか。

○高橋座長 神奈川県様、いかがでしょう。

○神奈川県 瀬戸主査 そういった競争性のメリットというものはあると思います。現段階で、実際に全国化したときに神奈川県でどこまで登録業者が増えるか、何とも言いえないところですが、もともと神奈川県でシステムの共通化、電子化の議論の際に、競争性の確保、公正性というところも挙げられていましたので、そのようなメリットはあると思いま

す。ただそれ以上のところは、現状では何ともお答えしづらいというところになります。

○木村構成員 分かりました。どうもありがとうございました。

○高橋座長 どうもありがとうございました。

それでは、次回の第14回につきまして、事務局から説明頂戴したいと思います。

○黒川理事官 皆さん、どうもありがとうございました。

第14回につきましては、11月1日水曜日の10時から、研究会としての取りまとめに向けた議論を進めていくことを予定しております。詳細につきましては、事務局より追って御連絡をさせていただきたいと思っております。本日はどうもありがとうございました。

○高橋座長 どうもありがとうございました。

それでは、本日はこれで閉会とさせていただきます。地方公共団体の皆様におかれましては、お忙しい中、御出席賜り、貴重な情報提供をいただきましてありがとうございました。改めてお礼を申し上げます。どうもありがとうございました。